

平成 24 年度事業報告

平成 24 年度は、年度当初に介護保険法改正の施行と介護報酬改定があり、対応に追われたところである。一方、今後とも急速に進む高齢化への対応のためには、地域包括ケアシステムの具体的な構築や介護保険制度の持続可能性の確保が必要なことから、社会保障制度改革国民会議や社会保障審議会介護保険部会による今後の制度改正につながる議論が始まり、来年には制度改正の法案が提案され、平成 27 年度から始まる第 6 期介護保険事業計画に反映される予定となっている。内容的には、医療との一体的提供体制確立や連携強化、介護サービスの効率化・重点化、処遇改善やキャリアパスの確立による人材確保、低所得者の負担軽減、内部留保問題を契機とした社会福祉法人の在り方等で、これらの制度改正は経営環境に大きな変化をもたらすことが予想される。

このような情勢に対応して本会では、現場レベルではまだ緒に就いたばかりか未だの「地域包括ケアシステム」についての理解と対応を促進するため、多くの委員会及び部会がテーマに取り上げ研修会を開催するとともに、会員施設の調査等を実施した。

また、介護保険制度の改正及び報酬改定の会員事業所への影響等について緊急調査を実施し、12 月 21 日に役員・介護保険推進委員会委員長等が上京し、厚生労働省の介護保険関係課と意見交換するなど「適正な介護保険制度」の確立に向けて要望・提言した。

併せて、平成 25 年度の兵庫県の予算編成に向けて、施設整備、福祉人材確保策、災害時の対応等を重点に、知事、県議会、主管部課に要望・提言した。

地方分権の進展については、県では社会福祉施設の設置・管理基準の条例化において、特別養護老人ホームの居室定員基準について、本会の要望も考慮して「多床室の利用を希望する利用者のため、多様な選択肢を認めるため」「居室定員について、4 人以下」とし、多床室を認めたほか、書類の保存年限を 5 年（省令基準 2 年）とするなどの県独自基準が定められた。一方、今回の報酬改定手続きに関する本会の調査で、自治体により不適切・不統一な取扱いが認められるなど、今後とも地域包括ケアシステムの構築の中心となる市町への権限の移譲が予想される中、対応が課題となってきている。

法人の運営については、平成 24 年 4 月 1 日付で一般社団法人として認可されるとともに、平成 23 年度決算に基づき公益目的財産額及び公益目的支出計画の実施期間の確定通知があり、関係法律、定款、公益目的支出計画等に基づき適正な運営に努めた。

東日本大震災への発生直後からの本会の支援活動に対して平成 25 年 3 月 11 日付で厚生労働大臣から感謝状の贈呈があった。

このほか定款で定める本会の目的実現のため、24 年度事業計画の重点項目に沿った諸事業を、7 委員会、3 部会の活動を通じて展開するとともに、県からの受託事業については、継続事業のほか、会員事業所が地域貢献事業の一環として実施する「介護技術普及事業」や「認知症予防教室」、高齢者の介護施設への就労促進のための事業などの新規事業についても、事業の普及促進を図り成果を上げた。詳細な実績については、次ページ以下に記載のとおりである。